

令和4年度第4回みえ森と緑の県民税評価委員会  
議事録

開催日程：令和5年1月19日(木)13時30分から15時40分まで

開催場所：アスト津 4階 会議室1

出席委員：9名

|    |     |     |
|----|-----|-----|
| 石川 | 知明  | 委員長 |
| 池山 | 敦   | 委員  |
| 上田 | 章善  | 委員  |
| 木村 | 京子  | 委員  |
| 谷川 | 東子  | 委員  |
| 林  | 拙郎  | 委員  |
| 松井 | 寿人  | 委員  |
| 森下 | ゆう子 | 委員  |
| 矢田 | 真佐美 | 委員  |

1 開会

2 あいさつ（農林水産部 次長 木下）

3 議事

（司会）

評価委員会の開催は、みえ森と緑の県民税評価委員会条例第6条第2項の規定により、「委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と定められております。

本日は、委員10名中、会場参加6名、ウェブ会議システムによる参加3名、合計9名のご出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

（委員長）

本日は、ご多忙のところ、ご参加いただき、ありがとうございます。

議事に入りますが、円滑な議事進行にご協力をお願いします。

それでは、議事に入る前に、本日の委員会の流れについて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、本日の委員会の流れについて説明させていただきます。

(説明)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

(委員長)

それでは、「みえ森と緑の県民税条例の施行の状況についての検討」の審議に入らせていただきます。「制度素案」について、説明をお願いします。

(事務局)

(資料2、3を基に、論点1、2を説明。)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

(委員長)

それでは、次の論点について説明をお願いします。

(事務局)

(資料2、3を基に、論点3、4、6を説明。)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

論点4について、老朽化した木造施設の補修等を実施する場合は、新たな視点を入れた対策が必要とのことですが、市町の担当者に説明するときに、新たな視点を入れた対策とは具体的にどういったものと説明するのでしょうか。

(事務局)

事業を行ううえでの3つの原則では、森林教育の実施と併せて補修を実施するなど、新たな視点を入れることを必要としていますので、その原則をしっかりと意識して事業を実施してもらうよう説明していきたいと考えています。

(委員)

3原則に基づいて、新規またはこれに準ずる取組が必要という理解で良いでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

全国植樹祭の招致ということは、開催は決まっていないということだと思いますが、招致のために県民税を使うというのは県民に理解してもらえるのか疑問が残ります。使うのであれば県民の皆さんに納得してもらえよう、丁寧な説明が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

招致を表明している段階ではありますが、令和13年に開催する場合、開催の内定が4年前(令和9年度)、決定が3年前(令和10年度)となり、開催経費が他県の例でいくと約8億円と想定される中、そこからの積立では期間的に厳しいと考えています。

また、全国植樹祭には三重県を挙げて取り組んでいく必要がありますので、開催に向けた気運を醸成していくためにも、基金の積立を早期に開始し、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

(事務局)

招致のための経費ではなく、開催と気運醸成に係る経費の積立であることをしっかりと説明していきたいと思います。

(委員)

植樹祭のあり方についても早くから準備されるのであれば、しっかりと検討いただいて、県民の皆さんに県民税を使うことを納得してもらえよう形にしていきたいと思います。

(事務局)

今後、ご意見をいただきながら、しっかりと取り組んでいきたいと思いをします。

(委員)

資料3の3ページ、対策1の①の「また、現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。」との記載について、土石流対策として溪流の土砂止を実施するとの誤解を招く恐れがあることから、明確に山腹の土砂止であることを記載した方がよいのではないのでしょうか。

また、4ページの対策2の⑤海岸林の整備について、松枯れなどで海岸林が減っている中、津波対策や高潮対策としての海岸林整備についても記載してはどうでしょうか。

(事務局)

土砂止については、山腹部の対策であることを明記したいと思いをします。また、津波対策や高潮対策についても追記する方向で検討していきます。

(委員長)

全国植樹祭について、過去に開催した3県で県独自課税を活用しているか調べていますが、この3県は独自課税を実施している県でしたでしょうか。

(事務局)

3県とも独自課税を実施している県です。

(委員長)

3県とも独自課税は実施しているけれども、全国植樹祭に活用しているのは1県ということですね。

(委員長)

それでは、次の論点について説明をお願いします。

(事務局)

(資料2、3を基に、論点7を説明。)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

資料2の資料15ページの⑤の注意書き「第3期における配分割合は、表示の割合を基本としつつも、市町からの要望や事業実施状況によっては変動する」とは、こういった意味でしょうか。

(事務局)

県と市町の配分割合は5:5を基本としますが、市町からの要望に基づいて配分を実施する際、市町からの要望が配分予定額を下回っていた場合などには、県と市町の配分割合が変動する場合がありますことを表現しています。

(委員)

全国植樹祭については、県と市町の配分割合とは別ということですね。また、過去に開催した3県では、県独自課税を活用しているのは1県だったけれども、三重県としては県民税を活用する方向で進めていくということですか。

(事務局)

県民税の趣旨にも合致しますので、三重県としては県民税を活用していきたいと考えています。

(委員長)

全国植樹祭の積立の方針は具体的に決まっているのでしょうか。

(事務局)

他県の事例から開催経費を約8億円と想定しており、第3期から年間1億円程度を積み立てる想定をしています。

(休憩)

(委員長)

それでは、次の論点について説明をお願いします。

(事務局)

(資料2、3を基に、論点5、9を説明。)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

制度の周知について、市町の広報誌等で、事業を実施した際だけではなく、税の制度や全体の成果などについて広く広報してもらおうとよいのではないのでしょうか。

(事務局)

毎年、広報誌等で県民税の紹介を実施している市町もありますので、こうした取組を他の市町にも広げていけるよう取り組んでいきます。

(委員長)

県民意識調査の結果では認知度が低かったので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

(委員長)

それでは、次の論点について説明をお願いします。

(事務局)

(資料2、3を基に、論点8、10、11を説明。)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

事業を実施した際に余ったお金は積立に回っているのでしょうか。

(事務局)

いったん基金に積み立てて、次年度以降に活用しています。

(委員)

そういったお金も全国植樹祭の積立に活用できるのでしょうか。

(事務局)

そのあたりの運用は今後検討していきたいと思います。

(委員)

制度素案の1ページの「県による基金の設置」と6ページの「使途の明確化(基金積立)」について補足説明をお願いします。

(事務局)

1ページの「県による基金の設置」では、県に基金を設置することを項目出ししており、6ページの「使途の明確化(基金積立)」では、普通税であることから一般財源として扱われる県民税を基金に積み立てることで、既存財源と区分して使途を明確化することを明記しています。

(委員長)

1ページの「一般財源と区分し」という記載について、6ページと同様に「普通税であることから一般財源と区分し」とした方が分かりやすいかもしれないですね。

(委員長)

これで、施行状況の検討に係る議事は終了となりますが、最後に全体を通してご意見ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

先ほどの制度素案の1ページの「県による基金の設置」と6ページの「使途の明確化(基金積立)」の記載について、1つにまとめた方が分かりやすいのではないのでしょうか。

(事務局)

検討させていただきます。

(委員)

災害に強い森林づくりについて、台風が大型化しており、伊勢湾台風クラス、もしくはそれを超えるスーパー台風が来るのではないかとされている中、そういったことも背景に記載することを検討してはどうでしょうか。

(事務局)

検討させていただきます。

(委員長)

これまで以上に対策が必要になってくるといったご意見かと思います。

(委員)

制度素案の1ページの1の(2)三重の森林づくり基本計画との関係について、設定した数値目標の達成に向けて取り組むとあるが、この数値目標はどこに記載されているのでしょうか。県民税の第3期と計画期間も重なっており、評価委員会で事業を評価する際、重要になってくるかと思いますので。

(委員長)

三重の森林づくり基本計画の冊子があり、そこに数値目標が記載されており、この達成に向けて取り組むということかと思います。

(事務局)

県民税を活用した事業についても、森林・林業の総合計画である三重の森林づくり基本計画に位置付けて取り組んでいることを明記しています。

(委員長)

三重の森林づくり基本計画の目標値は、林業に関することから人づくりまで網羅的に設定されていたかと思いますが、林業に関することはどちらかといえば森林環境譲与税に関係するのだと思いますので、基本計画の目標値のうち県民税に関係する部分の達成に向けて取り組むということですね。

(委員)

この部分が明確になっていると、評価委員会での事業評価もやりやすくなるかと思いますが、制度に記載するのか、補足資料とするのか、どちらがいいのか分かりませんが、明確になっているとありがたいなと思います。

(事務局)

事業の評価をいただく際に、基本計画の目標値に関する資料を提供させていただきたいと思います。

(委員)

事業を行ううえでの3原則の原則3「直接的な財産形成を目的とする取組でないこと」とは、具体的にはどういったことでしょうか。



(事務局)

例えば、個人の木造住宅の建築に対する補助など、個人の利益になるような事業を想定しています。

(委員)

例えば、移住促進対策として、市町が木造住宅を建築して移住者に安く提供するような事業は対象外ということでしょうか。

(事務局)

市町が地域の木材を活用して木造住宅を建築し、移住促進と併せて、木材の良さや利用意義を伝えることを目的に、貸し出すのであれば県民税を活用した事業の対象になると思いますが、単に売り出すだけの事業は対象にならないと考えています。

(委員)

実際にこういった事業が出てくるのかは分かりませんが、出てきた際には情報を得ながら検討するということですかね。

(事務局)

市町から相談があった際に個別に検討しています。

(委員長)

市町から事業の案があがってきた段階で、県の方で対応をお願いします。

(委員長)

それでは、今回いただいたご意見をふまえて、事務局で制度中間案を作成していただき、次回、議論したいと思いますので、よろしくお願いします。

(委員長)

次に、「その他」の事項ということで、令和4年度事業の進捗について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

(資料4-1、4-2を基に説明。)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

(委員長)

これで予定していた議事はすべて終了いたしました。繰り返しになりますが、各委員の皆さんからいただいた意見につきましては、制度中間案に反映していただきますよう、事務局の方でお取り計らいをお願いします。円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは事務局の方にお返しをいたします。

(事務局)

事務連絡

(閉会)